

秋田市医師会立秋田看護学校学則

第1章 総則

(名称)

第1条 本学校は、秋田市医師会立秋田看護学校（以下「学校」という。）と称する。

(位置)

第2条 学校は、秋田市八橋南一丁目8番11号に設置する。

(目的)

第3条 学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき、豊かな人間性と医療人としての精神を育成し、科学的に判断する能力を培い、看護師としての専門知識と技術を習得させ、専門職業人として広く社会の保健・医療・福祉に貢献できる看護師を育成することを目的とする。

第2章 課程、修業年限、定員等

(課程、修業年限、定員等)

第4条 課程、学科、修業年限及び学生の定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員
医療専門課程・全日制	看護学科	3年	40名	120名

(在学期間)

第5条 学校には、6年を超えて在学することはできない。

第3章 学年及び学期等

(学年及び学期)

第6条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期を分けて、次の2期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 次の各号に掲げる日は、授業を行わない日（以下「休業日」という。）とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 季節休業
 - (4) 創立記念日
- 2 前項第3号の季節休業の期間は、10週間を越えない範囲内で学校長が定める。
- 3 学校長は、特に必要があると認めるときは、第1項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第4章 教育課程、科目別単位数及び授業時間数

第8条 教育課程、科目別単位数及び授業時間数は、別表のとおりとする。

- 2 前項の科目別単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次に掲げる基準により計算するものとする。
- (1) 1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間まで、実験、実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で構成するものとする。
 - (2) 臨地実習については、1単位を45時間の実習をもって構成するものとする。

第5章 出願及び入学手続等

（入学資格）

第9条 入学資格は、学校教育法第90条に規定する大学の入学資格を有する者とする。

（出願手続）

第10条 入学志願者は、次の各号に掲げる書類に受験料を添えて学校長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 高等学校若しくは中等教育学校の長が発行する卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は前条の入学資格を有することを証明する書類で学校長が定めるもの
- (3) 高等学校若しくは中等教育学校の長が発行する調査書又は最終学校

の長が発行する調査書

(4) 写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、学校長が別に定める書類

2 前項の受験料の納期、金額及び支払方法等については、学校長が別に定める。

3 既納の受験料は、返還しない。

(入学の許可)

第11条 入学志願者に対し、学校長は、所定の試験を行い選考により入学を許可する。

2 入学者の選考その他入学試験の実施方法等については、学校長が別に定める。

(入学手続)

第12条 前条第1項の規定により入学を許可された者は、学校長に所定の期日までに誓約書を提出し、入学金を納めなければならない。

2 学校長は、前項の規定による所定の手続をしない者については、入学の許可を取り消すことができる。

3 入学金を納入した後、入学を辞退し、又は前項の規定により入学の許可を取り消された場合であっても、既納の入学金は、返還しない。

(保証人)

第13条 入学を許可された者は、保証人を定めなければならない。

2 保証人は、独立の生計を営み、入学を許可された者と連帯してその責務を果たすことができる者2名とする。

(異動の届出)

第14条 学生は、自己又は保証人の氏名、住所等に変更があったときは氏名、住所等変更届を、保証人に変更が生じたときは保証人変更届を速やかに学校長に届け出なければならない。

(転入学等)

第15条 転入学を希望する場合は、転入学願並びに在学学校の在学証明書及び調査書を学校長に提出し、学校長の許可を受けなければならない。

2 転入学を希望する場合については、第9条から第12条までの規定を準

用する。

- 3 転出を希望する場合は、転出願を学校長に提出し、学校長の許可を受けなければならない。

第6章 休学、自主退学、復学等

(休学及び自主退学)

第16条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き3箇月以上修学できないときは、保証人連署の上、休学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 学生は、自らの意思により退学しようとするときは、保証人連署の上、退学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 学校長は、前項の退学願が提出された場合において、第32条第2項第3号に規定する懲戒事由に当たらず、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退学を許可することができる。

(1) 疾病その他の事由により成業の見込みがないと認められたとき。

(2) 1年の休学期間を越えても復学できないとき。

(3) 第5条に規定する在学期間を越えたとき。

- 4 休学及び自主退学を許可された学生の授業料の取扱いについては、学校長が別に定める。

(復学)

第17条 前条第1項の規定により休学中の者が復学しようとするときは、復学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 復学を許可された学生の授業料の取扱いについては、学校長が別に定める。

(出席停止)

第18条 学生が学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に罹患し、罹患の疑いがあり、又はそのおそれがあると認めるときは、学校長は、その学生に対し出席停止を命ずることができる。

第7章 履修、評価、卒業認定等

(出席)

第19条 学生は、出席すべき日数の3分の2以上出席しなければならない。
(履修)

第20条 学生は、第8条に定める科目を履修しなければならない。

2 学校長は、学校教育法第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士若しくは言語聴覚士に係る学校若しくは養成所で、別表に規定する教科科目と同一内容の科目を履修した者については、本人が提出する既修得単位認定申請書に基づき個々の既修の学習内容を評価し、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で別表に規定する教科科目の単位数の履修と認めることができる。

3 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は同規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める人間と社会の領域に限り、本人の申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、当該学習内容が学校における教科科目に相当すると認められる場合においては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表3及び別表3の2に定める基礎分野の履修と認めることができる。

(成績の評価及び単位)

第21条 成績の評価は、授業科目試験及び実習成績により行い単位を与える。ただし、出席時間数が科目授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

2 成績の評価は、次の4段階とし、60点以上を合格とする。

A 100点から85点まで

B 84点から70点まで

C 69点から60点まで

D 59点以下

3 前2項に規定するもののほか、授業科目試験の実施方法、成績の評価及びその公表の方法については、学校長が別に定める。

(卒業の認定)

第22条 学校長は、卒業に必要な所定の単位を修得し、かつ、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えない者について、卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の認定の基準及びその公表の方法については、学校長が別に定める。

3 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書(別記様式)を授与する。

(専門士の称号)

第23条 学校長は、卒業証書を授与した者に対し、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年文部省告示第84号)により、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。

第8章 学校の構成

第24条 学校の構成は、学校長1名、副学校長1名以上、専任教員8名以上、事務職員2名以上その他必要な職員とする。

2 学校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

3 学校長以外の教職員の業務については、学校長が別に定める。

第9章 会議等

第25条 学校長は、教育活動を円滑かつ効果的に行うため、次の会議又は委員会(以下この条において「会議等」という。)を設けることができる。

- (1) 学校運営会議
- (2) 入学試験委員会
- (3) 講師会議
- (4) 職員会議
- (5) 自己点検・評価委員会
- (6) 教務会議

- (7) 教育課程編成会議
- (8) 臨地実習指導者会議
- (9) 臨地実習病院連絡会議
- (10) 学校関係者評価委員会
- (11) 前各号に掲げるもののほか、学校長が必要と認める会議等

2 前項の各種会議の運営管理については、学校長が別に定める。

第10章 入学金、授業料等

第26条 学生は、納付金として、所定の入学金、授業料等を所定の納期に納入しなければならない。

2 前項の納付金の納期及び金額については、学校長が別に定める。

第11章 健康管理

第27条 学校長は、学生の健康保持のため、年1回以上の定期健康診断を実施する。

2 前項の定期健康診断の実施方法については、学校長が別に定める。

第12章 文書の取扱い

第28条 教職員は、文書を正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、業務が能率的に行われるよう努めなければならない。

2 前項の規定による文書の取扱いについては、学校長が別に定める。

第13章 個人情報保護

第29条 教職員は、学校における学生、講師及び教職員等に関する個人情報を、適切な方法で取り扱わなければならない。

2 前項の規定による個人情報の取扱いについては、学校長が別に定める。

第14章 自己点検・評価

第30条 教職員は、看護師養成所としての教育水準の維持・向上と創意工夫のある教育を追求し、第3条の目的を達成するため、自ら点検・評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

2 前項の規定による自己点検・評価及びその公表の方法については、学校長が別に定める。

3 自己点検・評価の結果については、第25条第1項第10号の学校関係者評価委員会の評価を受けなければならない。

第15章 賞罰

(表彰)

第31条 学校長は、学業成績優秀な者その他学生の模範となる者を表彰することができる。

2 前項の規定による表彰の手続については、学校長が別に定める。

(懲戒)

第32条 教育上必要があると認めるときは、学校長は、当該学生に対し懲戒を命ずることができる。

2 懲戒は、次に掲げるものとする。

(1) 訓告 過去の言動を戒め、将来を諭することをいう。

(2) 停学 一定期間（1箇月を限度とする。）出席を停止することをいう。

(3) 退学 学校卒業以前に在学関係を一方的に終了させる行為をいい、次のアからオまでのいずれかの事由に該当すると認められる者とする。

ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

イ 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

ウ 正当な理由がなく、又は無届けで引き続き1箇月以上欠席した者

エ 正当な理由がなく、授業料等の納付金を納入しない者

オ 学校の秩序を乱す等学生としての本分に著しく反した者

3 第1項の規定による懲戒の手続については、学校長が別に定める。

第16章 雑則

第33条 この学則に定めるもののほか、学校の運営に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、現に在学中の者については、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成2年6月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年9月30日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年6月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、現在在学中の者については、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成21年6月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の際現に改正前の秋田市医師会立秋田看護学校学則（以下「旧学則」という。）の規定に基づき提出された申請書、願及び届出については、改正後の秋田市医師会立秋田看護学校学則（以下「新学則」という。）の規定に基づき提出されたものとみなす。

3 この学則の施行の際現に旧学則の規定に基づき納入された納付金については、新学則の規定に基づき納入されたものとみなす。

附 則

この学則は、令和元年7月11日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。